



プレスリリース

一般社団法人 日本原子力学会

2011年3月11日に発生した東日本大震災において、多くの方々が犠牲となられ、また被災されましたことについて心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

日本原子力学会は、社会的関心の高い科学技術である原子力の広範囲にわたる**学術・技術専門家集団**として**社会への情報提供を行う**ため、本会の主要な活動等について、随時プレスリリースを行っています。

今回は、**原子力安全規制に係る国会審議**に向けての**日本原子力学会理事会からの提言**です。

日本原子力学会声明

原子力安全規制に係る国会審議に向けての提言

国会において、新たな原子力規制機関の創設と原子力規制制度の見直しに関する法案審議がようやく開始された。今回の法案は、原子力の安全性を高め二度と原子力災害を引き起こさないための制度の根幹となるものである。日本原子力学会は、原子力の専門家集団としてこのような原子力災害を防ぎえなかった反省に立ち、安全確保のための抜本的な改善に向けて、これまでも規制機関や規制制度に関する提言を行ってきたところであるが、本法案の重要性に鑑み、以下の提言を取りまとめた。国会及び政府においては、以下の提言について最大限に考慮し、熟議を尽くすよう強く求めるものである。

- **国際的に合意された基本安全原則などの規範に基づくとともに、今後の規制制度の世界的な先進モデルとなるような組織と制度の構築と運用を図るべきである。**

国際原子力機関(IAEA)は、国際的な規範となる基本安全原則や安全要件などの安全基準を策定しており、人および環境の防護を謳う基本安全目的や規制機関の独立性を柱の一つとする政府の役割などを定めている。新たな規制制度は、これらの安全基準に準拠したものとすることが必要である。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故後も、多くの国が原子力発電の開発・利用を進めている。新たに原子力発電事業を開始するため、原子力規制機関と規制制度の創設・強化を図る国も多い。このような国々は、日本がどのような規制機関や規制制度を作るのか高い関心を持ち見つめている。日本として、これらの国にIAEAの安全基準に則った先進的なモデルとして広く紹介できるような組織と制度を新たに構築することが原子力の豊富な経験を持ちながらも原子力災害を引き起こした国としての義務でもある。

- **原子力規制機関は、独立性と透明性の確保、規制権限の統合化・一貫化及び高い専門能力の実現に向けて、既存の省庁制度の枠にとられない理想的な組織と要員構成とすべきである。**

原子力規制の経験を積み重ねる中、各国の規制機関は、優れた専門能力のリーダーと職員を背景に、関係各省を含め政治や利害関係者の干渉を受けることなく、安全確保に必要な措置を決定・実施できる高度な独立性を確保するようになってきている。また、規制のプロセスと根拠が透明性をもって示されるような仕組みが取られており、一般国民を始めとする様々な立場の関係者間における開かれた議論につながっている。

また、原子力特有の問題は放射線に起因しており、放射線防護やモニタリングと施設安全とは今回の放射性物質の放出で明確なように一体不可分と考えられる。また、安全とセキュリティが不可分との考えから、IAEAは担当部署の一体化、基準の相互連携の強化を進めている。保障措置も原子力施設のセキュリティと関係するほか安全面と関連する場合があり、これらの規制分野の統合と、規制制度の基盤となる原子力安全研究機能の統合など行政権限と機能の統合化・一貫化が必要である。米国のように当初から統合化

本件に関する取材等お問合せ先

日本原子力学会事務局 TEL : 03-3508-1261 / E-mail : statement@aesj.or.jp



が図られている国に加え、英国、フランス、スウェーデンのように規制制度の見直しに際し、一つの規制機関の下に規制権限と行政機能を統合化・一貫化する動きが国際的にも顕著である。

このような規制権限と行政機能の統合化・一貫化は、職員に海外ポストも含めた多くの業務経験の場を用意することとなり優れた原子力人材の確保にも貢献し、ひいては今後の質の高い安全規制行政の維持にもつながると見込まれる。

- 原子力規制機関は、平常時のみならず緊急時においても、独立性を維持し、その専門的判断は最大限政府の行動に反映されなければならない。併せて重要な点は、国家的危機に一元的に対応する専門組織の整備であり、そのような危機管理組織と原子力規制機関とが明確な役割分担の下で密接な連携を図ることである。

規制機関の独立性が平常時と緊急時の区別なく維持されるべきことは、国際的な基本安全原則や海外規制機関トップの発言からも示されているところである。特に迅速な行動が求められる原子力施設等の緊急時には、規制機関による安全のための専門的な判断に基づく措置が的確かつ速やかに講じられることが必要である。

また、今回の原子力災害の経験を踏まえると、様々な大規模災害や治安上の事案に対しては、国家の基本的な機能として別途、政府の中枢を含む危機管理の専門的組織が整備され、迅速かつ強力な実行力をもって活動することが何より重要であることが鮮明となった。米国においては、そのような危機管理を一元的に担当する専門機関が整備され、原子力災害の場合は原子力規制組織と連携して事態に対応する仕組みが整っている。我が国においても、原子力規制機関とは別に防災など危機管理全般を一元的に担当する専門組織の設立が必要である。

原子力施設に係る緊急時には、原子力規制機関が危機管理の観点からこのような組織と密接な連携を図ることは当然のことながら極めて重要である。しかし、その際、原子力災害の特性を正確に把握している原子力規制機関の判断と、危機管理を一元的に扱う専門組織の判断が相互に補完し合い、実効性のある措置が講じられるよう、予め、役割分担と連携のルールを明確化しておくことが必要である。

- 原子力規制制度においては、国民、原子力事業者、専門家など全ての関係者にとって、健全な意見交換と安全向上に向けた不断の努力が喚起されるよう、合理的・科学的な制度設計と透明性を持った運用の仕組みづくりがなされるべきである。

原子力安全の向上のためには、様々な関係者間で健全な意見交換が行われ、規制機関の判断や措置に反映されることが必要である。その基盤となるのは、合理性と科学性である。このため、規制制度自体が合理的・科学的に設計されるとともに、その運用において、合理的・科学的な説明が行われなければならない。原子力の専門家の判断は、このような合理性・科学性を備えている限りにおいて適切に尊重されるべきであるが、同時に、他の専門家や広く国民からの検証を可能とすることが必要である。

- 上記の観点から、「40年運転制限性」は、原子力安全規制の合理性・科学性に疑問を抱かせるものであり、国際的に科学的・合理的な検討を経て運用されている制度も踏まえ抜本的な見直しが必要である。

今回の法案に「40年運転制限性」が盛り込まれているが、専門家も含めた特段の議論もなく提案されたとの感をぬぐえない。これまで、国際的には、運転年数が長期に亘る原子炉が増大する中で、高経年化する炉の安全確保を如何に図るべきか、検討が進められてきている。原子炉の運転経験が限られている開発当初においては、最初の設計のベースとして30年～40年の運転を前提条件としたが、運転経験の蓄積に伴い、様々な設備や部品・配管等経年変化の知見を獲得し、大型設備の全面的な取り換えが可能になるなど、原子炉の寿命は60年あるいは、更に長期との見方も出てきているところである。

このため、国際的には、物理的な寿命を固定的・一律的な年数で示す考え方から、定期的に施設全体の

本件に関する取材等お問合せ先

日本原子力学会事務局 TEL : 03-3508-1261 / E-mail : statement@aesj.or.jp



経年劣化の状態を正確に把握し、必要な改善措置を講じる方向に変わってきている。改善措置が事業者にとって対処できない、あるいは適正な負担レベルを超えると判断される時点が原子炉の寿命となるわけである。IAEAは、安全要件として、定期的に経年劣化も含めた総合的な安全再評価、すなわち定期安全レビューの実施を求めており、各国はこの制度の適用を進めている。日本は既にこの定期安全レビューに基づく規制制度（高経年化技術評価）を取り入れ改善を図ってきたところである。運転年数が30年を過ぎた段階から最新知見を取り入れ、厳しい総合的な安全性の再評価を実施しているわけであり、継続的な安全性向上の観点からは40年運転制限より厳しい措置を講じていると見ることができる。

「40年運転制限性」の採用に当たっては、本来、規制機関が、純粹に安全性の視点に立ち、合理的・科学的議論を堂々と開かれた形で行い、運用する制度についても合理的・科学的な説明が可能でなければならない。我々が最も懸念しているのは、本件がそのような過程なく決められ、しかも、新生の原子力規制機関が発足と同時に、どのような原子炉であっても40年を超えての安全を否定するとの不合理なメッセージを、世界に対して発信していると受け取られかねないことに、強い危機感を覚えるからである。

なお、フランス、イギリス、カナダ、ベルギー、スイス、スペインなど多くの国では法律で原子炉の寿命を規定しておらず、定期安全レビューなどに基づく科学的・合理的な安全性の検証が行われている。米国は、40年の運転期間の許可制度をとっているが、既に運転プラントの約7割が20年の許可更新が認められており、40年で運転を終了する制度を設けたり運用したりしているものではない。

- 今回の法律制定後、できるだけ早期に、国会及び政府の事故調査委員会の報告、さらには、IAEAによる規制制度のレビュー結果を、組織や運用面も含めた制度の改善へ積極的に反映すべきである。

「国会 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会」及び政府の「東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会」においては、まだ報告書の取りまとめ作業を続けており、法案の成立後に報告書が公表される可能性が高い。これらの報告書は、長期に亘る献身的な努力の結果取り纏められるものであり、貴重な国民的、あるいは国際的財産ともいふべきものである。また、IAEAによる規制制度のレビュー（IRRS）を受け国際的な視点からの評価を受ける必要がある。それらの成果を最大限活用することは、国会と政府の義務であり、原子力規制機関の発足及び新たな規制制度の成立の後であっても、柔軟かつできる限り速やかに必要な組織や制度の改善に向けて積極的に反映を図るべきである。

日本原子力学会としても、これらの報告書や国際的な評価も参考として、更なる提言等を行ってまいりたい。

(参考) 関連する日本原子力学会の提言等

- 原子力安全国際シンポジウム（ISON2011）声明 （2011年11月1日）
— 原子力安全の確保に向け 最大限の貢献 —
<http://www.aesj.or.jp/information/statement20111101.pdf>
- 福島第一原子力発電所事故からの教訓 （2011年5月9日）
http://www.aesj.or.jp/information/fnpp201103/chousacom/gb/gbcom_kyokun20110509.pdf

(2012年6月12日 一部改定)